＊中小企業信用保険法第２条第５項第４号－③の認定申請について＊

◆主な認定要件（１～３のすべての要件を満たしていること）

１．本店登記地（個人事業主の場合は主たる事業所の所在地）が袖ケ浦市内であり、市内で３か月以上継続して事業を行っていること。

２．セーフティネット保証４号に指定された災害等（地震、台風等）の影響を受けた中小企業者であって、経営の安定に支障を生じていること。

３．創業者等であって、災害等が発生する前に営業していなかった等により売上高等を有していなかった者については、最近１か月の売上高等が災害等が発生した以後３か月の月平均売上高等と比較して２０％以上減少しており、かつ、最近１か月のその後２か月を含む３か月の売上高等が災害等が発生した以後３か月の売上高等と比較して２０％以上減少することが見込まれること。

※詳細な認定要件については、中小企業者の認定の概要をご確認ください↓

https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/download/4gou_gaiyou.pdf

◆必要書類

１	認定申請書　原本１通	□
２	売上高等比較表	□
３	最近１か月分と災害等発生後３か月分の月別の売上高が確認できる書類 （試算表、売上台帳、法人事業概況説明書など）	□
４	最近１か月のその後２か月分の見込売上高の根拠となる書類（売上高等比較表への記入、または売上の内訳や算出根拠がわかる手書きメモ等）	□
５	【法人の場合】商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書の写し） ※３か月以内のもの	□
	【個人事業主の場合】直近の確定申告書の写し、または開業届の写し	□
６	【許認可業種の場合】許認可証の写し	□
７	【代理人が申請する場合】委任状	□

※必要に応じて、別の書類をご提出いただく可能性がございます。

◆注意事項

・金額は円単位でご記入ください。

・最近１か月とは、原則として申請月の前月の１か月を意味します。ただし、前月分の売上高等が未集計の場合は、申請月の前々月の１か月とし、当該月は必ず災害発生後であることとします。

※災害等発生後３か月は、原則として発生月を含むまたは発生月の翌月から連続する３か月とします。

・減少率等の計算は、小数点第２位以下を切捨てし、第１位までをご記入ください。

・上記の６～７の必要書類は、該当する場合のみご提出ください。

・保証の申込については、市の認定を受けた日から３０日以内（土日を含む）に金融機関又は信用保証協会へ行う必要があります。

【問い合わせ先】
袖ケ浦市役所　商工観光課
☎０４３８－６２－３４２８